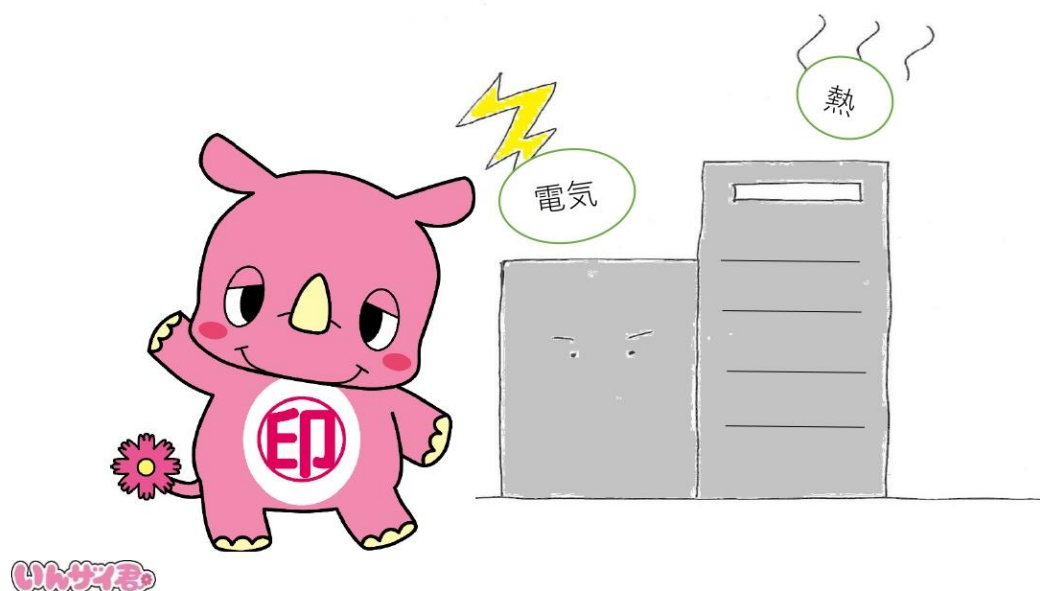


令和8年度 印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金
申請の手引き
エネファーム版



申請期間：令和8年5月11日（月）～

令和9年2月26日（金）昼12時【先着順】

申請窓口：環境保全課 政策推進係（本庁舎2階）

目 次

1. 補助金の概要	1
2. 補助金の申請	1
3-1. エネファームを導入する住宅の要件	2
3-2. 補助対象者の要件	2
3-3. エネファーム設備の要件	3
4. 補助対象経費と補助金額	4
5. 申請書類	5
6. 納税確認について	7
7. 交付決定	7
8. 補助金の請求	7
9. その他	7
10. 補助金申請の流れ	8
11. Q & A	9

1. 補助金の概要

市では、地球温暖化の防止や家庭におけるエネルギーの安定確保、エネルギー利用の効率化及び最適化を図るため、市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む）に次の住宅用設備等を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

【補助対象設備等（未使用のものに限る。）】

1. 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
 2. 定置用リチウムイオン蓄電システム
 3. 窓の断熱改修
 4. 電気自動車（EV）
 5. プラグインハイブリッド自動車（PHV・PHEV）
 6. V2H 充放電設備
 7. 集合住宅用充電設備
 8. 集合住宅用充電設備の導入に係る住民の合意形成のための資料作成
（以下「住民の合意形成のための資料作成」という。）
- } 以下「電気自動車等」という。

2. 補助金の申請

1. 申請期間：令和8年5月11日（月）～令和9年2月26日（金）昼12時
（土・日・祝日を除く）
2. 申請時間：
 - ・令和8年5月11日～令和8年6月30日
 昼12時～午後1時を除く午前8時30分～午後5時15分
 - ・令和8年7月1日以降
 昼12時～午後1時を除く午前9時00分～午後4時30分
3. 申請場所：印西市役所2階 環境保全課政策推進係窓口
4. 申請方法：窓口を持参又は郵送（代理人申請可）
※申請は先着順です。予算の上限に達し次第、受付を終了します。

各種申請様式は、市のホームページで掲載していますので、ご確認下さい。
（市ホームページ：
<https://city.inzai.lg.jp/0000015837.html>）



3-1. エネファームを導入する住宅の要件

家庭用燃料電池システム（以下、「エネファーム」とする。）

次のいずれかに該当する住宅が対象です。

- (1) 補助対象者自らが所有もしくは第三者が所有し、補助対象者自らが居住する住宅
- (2) 補助対象者自らが居住するために、新築する住宅
- (3) 補助対象者自らが居住するために、住宅を販売する事業者等から取得する住宅で、未使用の設備が予め設置された住宅

★申請可能回数

原則、1つの住宅につき1回です。

ただし、6年以上前に補助を受けたものについて、買い替えたり、増設したりする場合補助対象になる可能性がございます。詳しくは窓口までお問い合わせください。

3-2. 補助対象者の要件

エネファームの申請に関し、申請者が下記の条件を満たしていること。

- (1) 印西市に居住していること。（市の住民基本台帳に記録されていること。）
- (2) 申請日までにエネファームを導入した住宅に居住していること。
- (3) 本人を含む同一世帯員が印西市に納付すべき市税等を滞納していないこと。（リース事業者含む）
- (4) エネファームの導入費用を負担し、かつ、当該エネファームを所有していること。
※所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合、リース契約で、所有者がリース事業者である場合も可
- (5) エネファームを**リース契約**により導入した場合は、リース事業者と共同で補助対象事業を行い、かつ、次の要件の全てを満たすこと。
 - ① リース事業者が補助対象者から領収する**月額リース料金を減額する形で補助金相当分が還元**されていること。
 - ② リース期間が、設備等の**財産処分制限期間以上**の契約となっていること。
 - ③ ②を満たさない場合は、リース期間終了後に補助対象者が当該エネファームを購入する契約になっていること。

※申請者名は、市民の方及びリース事業者様との連名となります。

※リース事業者様の方針によっては対応が難しい場合もございます。

- (6) 補助対象者がエネファームを導入する住宅の所有者ではない又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者の間で同意が取れていること。
- (7) エネファームについて過去6年間、印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。

3-3. エネファーム設備の要件

補助対象設備等	補助対象設備等の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム） (処分制限期間6年)	一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているもの (停電時自立運転機能を有するものに限る。) 令和8年4月1日～令和9年2月26日 の間に工事等に着手・完了したもの（エネファームが導入された建売住宅等を取得した場合は、同期間に引き渡されたもの）。

※財産処分制限期間について

上記表中に示した処分制限期間内にエネファームを処分する場合は、事前に、「処分承認申請書」を提出していただく必要があります。

その際処分制限期間の満了日までの月数に応じて補助金の一部返還を求めることがあります。

詳細は環境保全課までお問合せください。

4. 補助対象経費と補助金額

エネファーム（未使用品に限る）の補助対象経費と補助金額は下表のとおりです。

なお、消費税及び地方消費税相当額、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合は、当該補助金の額は補助対象経費になりません。また、当該エネファーム導入費用に国その他の団体からの補助金、割引額等を充当する場合にあっては、補助対象経費の額からそれらの額を控除した額を補助対象経費といたしますので、ご注意ください。

補助対象期間	補助対象経費	補助金額※ 1
令和8年4月1日～ 令和9年2月26日 の間に工事等に着手・完了したもの（エネファームが導入された建売住宅等を取扱った場合は、同期間に引き渡されたもの）。	エネファーム本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン、独自モニター等）の購入費、エネファーム本体の工事費（据付・配線・配管工事等）	上限 100,000 円

※ 1 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、切り捨てた額が補助金額となります。

※ 2 補助対象経費の算出は、内訳書を用いて行います。内訳書の表記内容について、下記を参考に確認ください。

例

御見積金額	¥561,000	←合計金額=実際の総支払額である必要があります。
-------	----------	--------------------------

No.	項目	数量	単位	単価	定価	金額	
1	設備本体購入費	1	個	¥700,000	¥700,000	¥550,000	①
2	設備本体設置費	1	個	¥140,000	¥140,000	¥140,000	②
3	その他(運搬費、廃棄費等)	1	個	¥70,000	¥70,000	¥70,000	③
4	値引き価格					¥-50,000	④
5	他の補助金の額					¥-200,000	⑤
6							
7							
8							
9							
小計						¥510,000	
消費税(10%)						¥51,000	
合計						¥561,000	

① 設備本体購入費
 ② 設備本体設置費
 ③ その他(運搬費、廃棄費等)
 ④ 値引き価格
 ⑤ 他の補助金の額

←値引きがあったり、支払額から予め他の補助金の額が控除されている場合は、分かるように記載をお願いします。
 ※記載のない場合は任意の場所にどのような値引きが発生しているのかについて追記をお願いします。

価格については、税抜価格での記載をお願いします。
 ※税込価格しか確認できない場合、任意の場所に税抜価格の追記をお願いします。

補助対象経費は①+②+③-④-⑤となる。

550,000+140,000+70,000-50,000-200,000 = 510,000 円

補助対象経費は 510,000 円 なので補助金額は上限の 100,000 円 となる

5. 申請書類

申請者本人がエネファームを導入した場合と、リース契約によりリース事業者が導入した場合とで準備書類が異なります。

表中★印がついた書類は、ホームページに書式を掲載していますので、適宜ご使用ください。

5-1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）申請者が個人で購入した設備を導入した場合

書式	必要書類	備考
★	① 交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、「家庭用燃料電池システム」に該当する部分のみ記入し、提出してください。	住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意いただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ①-1 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ①-2 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類
	② エネファームの導入に係る契約書又は注文書等の写し	
★	③ 工事等の着手日・完了日（建売住宅等の場合は住宅の引渡し日）が確認できる書類	・着手日、完了日の両日が確認できるもの ※ホームページに添付の書式も使用可
	④ エネファームの技術仕様が確認できる書類の写し ※概ね燃料電池普及促進協会 HP 内で確認可能ですが、発電出力についてはカタログ等を参照ください。	・技術仕様…製造者名、品番（発電ユニット・貯湯ユニット）、発電出力（kW）等 ※燃料電池普及促進協会 HP 内の表記では 発電ユニット＝燃料電池ユニット ※交付申請書（第1号様式）、導入状況が確認できるカラー写真で技術仕様が確認できる場合は提出不要
	⑤ エネファームの導入費用に係る領収書及び内訳書の写し	・クレジット払い、ローン契約、電子振込払等の場合は、販売店等が発行する支払証明書等でも可 ・所有権留保付きローン（残価設定型を含む）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写しでも可 ・領収書のあて名は申請者を含む連名でも可
	⑥ エネファームの導入状況が確認できるカラー写真	(1)機器全体、(2)機器の型式・製造番号が確認できるもの
	⑦ エネファームが未使用品であることを確認できる書類の写し	・メーカー発行の保証書 等
	⑧ エネファームの設置図面	※方位、道路、玄関、エネファームの設置場所の記載があること
★	その他 （市長が必要とする書類）	・委任状（代理人が申請する場合）★ ・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

それぞれの書類のポイントにつきましては、9ページ目「11 Q&A」に記載がございます。
その他の不明点は手引き裏面に記載のある連絡先までお問合せください。

5-2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）申請者がリース事業者との契約で導入した場合

書式	必要書類	備考
★	① 交付申請書（第1号様式） ※2枚目以降は、「 <u>家庭用燃料電池システム</u> 」に該当するページのみ提出してください。	・申請者とリース事業者との連名でご記載下さい。 ・住民登録及び市税等の納付状況について、市が確認することに同意いただけない場合は、次の書類の提出が必要です。 ① 世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ② 本人が属する世帯の同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類 ③ リース事業者の市税等の滞納がないことを証明する書類
	A 登記事項証明書	リース事業者の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
	B(②) リース契約書の写し	
	C(④、⑤) リース事業者が購入した設備の購入費・工事費が確認できる書類	領収書等
★	③ 工事の着手日・完了日（建売住宅等の場合は住宅の引渡し日）が確認できる書類	・着手日、完了日の両日が確認できるもの ※ホームページに添付の書式も使用可
	④ エネファームの技術仕様が確認できる書類の写し	・技術仕様…製造者名、品番（発電ユニット・貯湯ユニット）、発電出力（kW）等 ※交付申請書（第1号様式）、導入状況が確認できるカラー写真で技術仕様が確認できる場合は提出不要
	⑥ エネファームの導入状況が確認できるカラー写真	(1)機器全体 (2)機器の型式・製造番号が確認できるもの
	⑦ エネファームが未使用品であることを確認できる書類の写し	メーカー発行の保証書 等
	⑧ エネファームの設置図面	※方位、道路、玄関、エネファームの設置場所の記載があること
★	D 貸与料金の算定根拠明細書	ホームページに添付の様式をご使用ください。
★	その他 （市長が必要とする書類）	・委任状（代理人が申請する場合） ・国の補助金に係る「交付確定通知書」又は「交付決定通知」の写し（国の補助金の交付を受ける場合）

それぞれの書類のポイントにつきましては、9ページ目「1.1 Q&A」に記載がございます。
その他の不明点は手引き裏面に記載のある連絡先までお問合せください。

6. 納税確認について

印西市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けるためには、市税等が完納されていることが条件となります。詳細は次のとおりとなりますので、ご確認のうえ、申請書類を提出してください。

(1) 確認する市税等の種類

- ・市県民税　・固定資産税　・都市計画税　・軽自動車税　・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険料　・介護保険料（納期到来分について確認いたします。）

※リース事業者：市に収めている法人税 等

(2) 対象者

- ・申請者及び同一世帯員

(3) その他

- ・滞納が確認された場合は、滞納分を納付された後の受付となります。

7. 交付決定

申請書類を提出後、納税確認及び書類審査を行い、申請内容に不備等がなければ、「交付決定通知書」を申請者住所に送付します。交付決定までの所要日数は概ね2～3週間程度です。

8. 補助金の請求

交付決定通知書を受取後、30日以内もしくは3月10日までのいずれか早い日までに、補助金交付請求書（第3号様式）を環境保全課まで提出してください。交付決定額をご指定の口座に振込みます。振込みまでの所要日数は、請求書の提出から概ね3週間程度です。

〈交付請求書作成上の注意点〉

- ・請求書は訂正できません。誤記した場合はHPから様式を印刷し、改めて記入してください。
- ・修正テープ・修正液・消えるボールペン等の使用は不可です。
- ・金融機関、振込先名義人及び口座番号は誤りがないよう正しく記入してください。

9. その他

(1) 現地調査について

交付申請提出後、必要に応じて現地調査を実施することがあります。その場合、申請者ご本人、またはご家族の立会をお願いします。

(2) 受付終了について

申請期間内でも、当該年度の予算がなくなり次第受付終了となります。ご注意ください。

10. 補助金申請の流れ

受付期間等	申請者	市	備考
<p>令和8年5月 11日(月) から令和9年 2月26日 (金)昼12時 まで</p>	<p>(工事の着手) (工事の完了)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">補助金交付 申請書</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「第1号様式」 に必要な書類を 添えて提出</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">受付</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">審査</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">「補助金交付 決定通知」 送付</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">市税等の滞納及び住民登録の 未完了が確認された場合は、 申請者に書類を返却します。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">書類審査のほか、職員が現地 を確認する場合があります。</div>
<p>交付決定の通知 受取後 30日以内 もしくは 令和9年3月 10日(水) までのいずれか 早い方で市へ 提出</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">「決定通知書」 受取</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">補助金交付 請求書</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「第3号様式」を 提出</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">受付</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">補助金 支払い</div>	<p>振込までは約3週間かかります。 振込予定日を通知しますので、入金 の確認をお願いします。</p>

11. Q&A

Q. 補助金申請書類について

<p>Q-1 業者が代行して申請しても良いか？ (★同一世帯者が代理申請する場合、委任状は不要です。)</p>	<p>A-1 業者が代理で提出することは可能です。 ただし、委任状がない場合は、書類の不備等について申請者へ直接連絡させていただきます。 また、市から郵送する通知等は全て申請者に送付します。</p>
<p>Q-2 申請はどの段階でできるのか？</p>	<p>A-2 <u>エネファーム設置後の申請</u>となります。ただし、設置後であっても、住民登録がなされていなければ申請することはできません。</p>
<p>Q-3 書類に不備や不足等があった場合は？</p>	<p>A-3 不備・不足等があった場合は、返却させていただきます。 不備を解消し、不足書類を揃えていただいた後、改めて申請してください。 また、申請受付の終了日までに書類が完全にそろわない場合、補助の対象外となりますので、ご注意ください。</p>
<p>①【交付申請書（第1号様式）】について</p>	
<p>①-Q-1 交付申請書に押印の必要はある？</p>	<p>①-A-1 こちらの様式は押印不要の書類となっております。 また、他の要綱様式（請求書等）についても押印は不要としておりますが、<u>押印不要の書類は訂正印による修正ができません</u>ので、十分ご注意ください。</p>
<p>①-Q-2 市税等の納付状況の確認の同意は必ず必要か？</p>	<p>①-A-2 市外からの転入の方を含め、同意が必要です。 同意いただけない場合、印西市において市税等の滞納がないことを証明する書面の提出が必要となります。</p>
<p>①-Q-3 申請者と契約書の発注者、領収書の名義人がそれぞれ異なってもよいか？</p>	<p>①-A-3 申請者と契約者、領収書の名義は<u>すべて同一</u>でお願いします。</p>
<p>①-Q-4 工事が1日で済んでしまったが、着手日・完了日はどう記入すべきか？</p>	<p>①-A-4 着手日・完了日ともに同じ日付をご記入ください。</p>

①-Q-5 新築住宅の場合、工事等の着手日・完了日とは何を指すのか？	①-A-5 エネファームの工事が、実際に始まった日（着手日）、取付工事が完了した日（完了日）となります。住宅全体の着手、竣工日の記載は不要です。
①-Q-6 「9 申請者の同意」欄で同意をしたが、住民票を提出する必要はあるか？	①-A-6 同意をいただける場合、住民票の提出は <u>不要</u> です。
①-Q-7 交付申請額を書き間違えてしまった。二重線で訂正はできる？	①-A-7 こちらの様式は押印不要の様式となっており、 <u>金額の訂正はできません</u> ので、お手数ですが新しい書類に書き直していただけますよう、お願いいたします。
②【エネファームの導入に係る契約書又は注文書等の写し】について	
②-Q-1 契約書を締結した後、支払金額が変更となった。契約書の支払額と領収書の金額はずれていてもよいか？	②-A-1 エネファームの設置に関する契約や支払いについて、明確に行われているかを確認させていただいております。そのため、原則、契約書の支払金額と領収書の支払金額は同額である必要がございます。変更契約を締結されている場合は、変更契約書を併せてご提出ください。
②-Q-2 エネファームの工事着手・完了日は要件を満たしているが、契約日が令和8年4月1日以前である。この場合も補助対象となるのか。	②-A-2 契約日が期間内でなくても、エネファームの工事着手・完了日が令和8年4月1日～令和9年2月26日であれば、補助対象となります。
③【工事等の着手日・完了日が確認できる書類】について	
③-Q-1 他の書類内に着手日と完了日の記載があるため、それを代わりに提出したい。どうしても指定の様式でないといけないか？	③-A-1 市の指定様式であればより良いですが、他の書類で確認できる場合はそちらを提出いただいても構いません。ただし、提出いただいた書類によっては受領が難しい場合がございます。
④【エネファームの技術仕様が確認できる書類の写し】について	
④-Q-1 「技術仕様」とは何を指すか？	④-A-1 エネファームの技術仕様は、 製造者名、品番（発電ユニット・貯湯ユニット）、発電出力（kW） 等を指します。 ※発電ユニット＝燃料電池ユニット
⑤【エネファームの導入費用に係る領収書及び内訳書の写し】について	

⑤-Q-1 ローンで購入したため、領収書がない場合、どうすれば よいか？	⑤-A-1 <u>全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契 約書類の写しのご提出をお願いいたします。</u>
⑤-Q-2 クレジット払い、ネットバンキング等による直接振込み 払い、電子契約等のため、領収書がない場合にも領 収書の写しは必要か？	⑤-A-2 申請者がエネファームの設置に係る金額を支払い、か つ、業者がそのお金を受領したことを確認する必要がござ います。そのため、お手数ですが、原則領収書を発行い ただきますようお願いいたします。
⑤-Q-3 領収書の内訳はどの程度まで確認できればよいの か？	⑤-A-3 P4「4. 補助対象経費と補助金額」の補助対象経 費のそれぞれの項目が確認できるものをお願いします。
⑥【エネファームが未使用品であることを確認できる書類の写し】について	
⑥-Q-1 メーカー発行の保証書がないが、代替できる書類はあ るか。	⑥-A-1 出荷証明書、検査成績書等でも可とします。ただし、 <u>型 式・製造者の記載があり、申請者が購入し、当該年度 に指定の住宅に導入されたものであることが確認できな い書類は不可といたします。</u>
⑦【エネファームの設置図面】について	
⑦-Q-1 図面がないため、手書きでもよいか。	⑦-A-1 定規等を用い、 <u>住宅、周辺図および設置場所</u> が確認で きる場合は可とします。
⑧その他	
⑧-Q-1 補助金の交付を受けてエネファームを設置したが、エネ ファームを売却することになった。必要な手続きはある か？	⑧-A-1 エネファームの耐用年数（6年）を経過する前に処分 （売却・譲渡・交換等）する場合は、「処分承認申請 書」を提出していただく必要があります。 また、処分することにより収益が生ずると認められる場合 は、補助金の全部または一部の返還を求めることがあり ます。詳細はお問合せください。
⑧-Q-2 リース契約の期間は何年でも良いか？	⑧-A-2 リース契約期間がエネファームの財産処分制限期間 （6年）以上の契約となっている、もしくは、リース期間 終了後に設置者がエネファームを購入する契約となっ ていることが必要です。

<p>⑧-Q-3 リース事業者の所在地が市外でも申請できるか？</p>	<p>⑧-A-3 リース契約の場合、申請者とリース事業者の連名で申請していただくこととなりますが、リース事業者は市外の住所でも申請していただくことが可能です。</p>
---	---

【問い合わせ・申請窓口】

印西市 環境経済部 環境保全課 政策推進係

〒270-1396 印西市大森 2364-2

TEL 0476-33-4491 FAX 0476-42-5339

Email kankyoka@city.inzai.chiba.jp